

南種子町

飲食店緊急支援事業給付のご案内

新型コロナウイルス感染拡大及び政府の緊急事態宣言による外出自粛等により、影響を受けた本町飲食店等事業者の事業継続を支援するため、南種子町より支援金を給付いたします。

1. 給付対象事業者（全てを満たすこと）

- ・令和3年1月31日現在において、町内に店舗を有し、店舗運営者が本町在住であること。
- ・支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思、見込があること。

2. 給付対象施設（職種）

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた店舗
- ・「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可及び食品衛生法上の許可を受けた店舗
- ・酒製造業者、卸店舗（飲食店に酒類を卸す店舗に限る）

3. 給付額

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた店舗	20万円
「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可及び食品衛生法上の許可を受けた店舗	30万円
酒製造業者、卸店舗（飲食店に酒類を卸す店舗に限る）	30万円

※ 一事業者が複数の事業を営んでいる場合は、一事業のみの支給となります。

4. 申請期間

令和3年2月5日（金） ～ 令和3年2月26日（金）

5. 提出書類

- ・飲食店緊急支援事業給付金交付申請書兼請求書
- ・飲食店等を営業するために必要な許可等の写し（営業許可書・風俗営業許可・販売許可書写しなど）
- ・申請者本人の確認書類（運転免許証・マイナンバーカードの写しなど）
- ・入金口座通帳の写し

6. 提出（送付）先

〒891-3792
熊毛郡南種子町中之上2793番地1
南種子町役場 企画課 観光経済係
電話 26-1111（内線174）